

最近の孤独・孤立対策の取組について

令和8年1月16日
内閣府 孤独・孤立対策推進室



孤独・孤立
対策
官民連携プラットフォーム

政府のこれまでの主な対応

令和3年2月 孤独・孤立対策担当大臣の任命
内閣官房孤独・孤立対策担当室の設置

司令塔機能

民間団体・
NPOとの対話、
連携

令和3年3月 全省庁の副大臣を構成員とした会議立ち上げ

政府内連携

令和3年3月 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援を開始

予算確保

令和3年8月 孤独・孤立対策ウェブサイトの公開

広報
周知啓発

令和3年12月 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施

実態把握

令和3年12月 孤独・孤立対策の重点計画の決定

理念・方針

令和4年度 地方版官民連携プラットフォーム事業開始

地方の官民
連携促進

令和4年度 孤独・孤立相談ダイヤルの開始

相談支援

令和5年5月 孤独・孤立対策推進法の成立

法律

令和6年4月 同法施行／総理本部長、全省庁の大蔵を構成員
とした本部立ち上げ

理念・方針
重点を置いて取
り組むべき事項

令和6年6月 法に基づく孤独・孤立対策重点計画の決定

現在直面する
課題・中長期的
的課題への対応

令和7年5月 法に基づく孤独・孤立対策重点計画の改定

あなたのための支援があります

制度・窓口を探す

あなたはひとりじゃない
内閣府 孤独・孤立対策推進室



「あなたはひとりじゃない」
ウェブサイト



「孤独・孤立対策強化月間」
ウェブサイト



話してみた
こころが少し軽くなった

ひとりぼっちだと感じて、心が重々込んでしまうとき、
誰かとのささやかな会話が、
気持ちをやさしく解きほぐし、心を軽くしてくれます。

5月は「孤独・孤立対策強化月間」です

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画 令和7年改定のポイント

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）施行、同年6月に法に基づく重点計画を策定。
- 法施行後1年間、内閣府において孤独・孤立対策担当大臣を中心に、地方公共団体・NPO等の支援や孤独・孤立の予防を目指した取組等を重点的に推進。また、有識者会議や官民連携プラットフォームにおいても議論を重ねてきた。
- 本部の下の孤独・孤立対策推進会議において、関係府省庁の取組状況を確認し、地方公共団体、地域協議会、関係機関等（NPO等）の意見を聴取した上で、重点計画の改定案を推進本部において審議。

①現行計画の重点取組事項を着実に推進しつつ、②現在直面している課題・中長期的な課題等に的確に対応するため、重点計画を改定（孤独・孤立対策推進本部決定）

①令和6年計画の「特に重点を置いて取り組むべき事項」→ 取組を強化し、引き続き重点的に推進。

- 地方公共団体への伴走支援やNPO等の取組支援等について、交付金等も活用しつつ、現場の工夫や課題も含めた横展開の取組を推進。
- 「つながりセンター」の更なる普及を始め、孤独・孤立状態の予防を目指した取組を強化。
- 目標設定の好事例横展開などを通じ、重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組を推進。



②現在直面している課題・中長期的な課題等→新たに重点取組事項に盛り込み、関係府省連携して対策を推進。

【現在直面している課題】

✓ 小中高生の自殺者数が過去最多

- 令和6年は529人と過去最多。
- 女子中高生についてみると、女子中学生・女子高校生ともに増加している現状



- 児童館やフリースペース、こども食堂といった家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者の悩みを地域で受け止め、伴走支援を行う体制の構築、地域で教育や福祉等に携わる方の「顔の見える関係」づくりなど、こども・若者の孤独・孤立状態の予防に向けた取組の推進。

【中長期的な課題】

✓ 将来の単身世帯・単身高齢世帯の増加見込み

- =孤独・孤立リスクを抱える方も増加見込み
- 単身世帯数が今後増加し、2050年度44.3%（推計）

✓ 孤立死者数の推計：約2万2千人

- 孤立死WGが令和6年の推計を公表。
- 「警察取扱死体のうち、自宅において死亡した一人暮らしの者」のうち、生前に社会的に孤立していたことが強く推認される「死後8日以上」を経過していたもの。



- 関係府省庁・地方公共団体との密接な連携の下、現役世代を含めた単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの「居場所・つながりづくり」等、中長期的視野に立った孤独・孤立状態の予防のための取組の推進。

このほか、就職氷河期世代を含む中高年層の支援や、身寄りのない高齢者の支援についての関係府省庁が連携した取組の推進 など

重点計画の意義

- 令和6年4月1日に施行された孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）に基づき、孤独・孤立対策推進本部において決定。
- 孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、孤独・孤立対策に関し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策等を定め、重点計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成の期間を定めることとされている（推進法第8条）。

現状認識等

- コロナ禍後も、社会問題の背景に孤独・孤立問題の存在が指摘される。足元では小中高生の自殺者数が過去最多。
今後我が国では単身世帯や単身高齢世帯の増加、孤立死の増加が見込まれ、問題の深刻化が懸念。
- 関係府省庁、地方公共団体及びNPO等が有機的に連携し、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れることを徹底。
- 推進法に基づき、総理・担当大臣のリーダーシップの下、推進本部を中心に総合的な取組を強化・深化していく。

基本理念（推進法第2条）

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応、(2) 当事者等の立場に立った施策の推進
(3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築・タイムリーな情報発信 ③声を上げやすい・かけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
②人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

①つながり・居場所づくり ②アウトリーチ型支援体制の構築 ③施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進 ④地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

①NPO等の活動の支援 ②NPO等との対話の推進 ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

★特に重点を置いて取り組むべき事項

① 地方公共団体及びNPO等への支援

- 連携の基盤となる地方版官民連携プラットフォームや孤独・孤立対策地域協議会の立ち上げ段階や設置後の伴走支援、設置の促進。
- 交付金等を活用した支援に加え、活動事例の周知・横展開や、地方公共団体における取組の工夫や課題の把握・整理を行い、地域の実情に応じた対策が実施されるよう支援。

② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化

- 悩みや困りごとが深刻化・複雑化する前に対応する、孤独・孤立状態の予防の観点が重要。
- 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい・声をかけやすい社会」の実現に向けた普及・啓発活動の実施。
- 身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする一般市民「つながりサポーター」の普及。
- 家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、こども・若者への伴走支援、教育や福祉等に携わる方の顔の見える関係づくり等の推進。
- 単身者等の孤独・孤立状態の予防や社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防する観点からの居場所・つながりづくり等の実施。

③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和6年） 調査結果のポイント

調査の背景

- 顕在化・深刻化している孤独・孤立の問題に政府として対応するため、令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進
- 施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、
 - ・令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施（令和4年4月公表）
 - ・今回は4回目の調査

調査の実施概要

正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査の根拠法令	統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査
調査対象	全国の満16歳以上の個人：2万人（無作為抽出による）
調査方法	内閣府から調査対象者あてに調査書類を郵送。調査対象者はオンライン又は郵送により回答 (※調査は株式会社日本リサーチセンターに委託して実施)
調査期日	令和6年12月1日（調査への回答期限：令和6年12月15日）
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等（全33問）
回答数	調査書類の配布数：20,000件 有効回答数：10,876件（有効回答率54.4%）
結果公表	令和7年4月25日※

※調査結果は内閣府孤独・孤立対策推進室WEBサイト(https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/zenkokuchousa.html)及び
政府統計ポータルサイト(<https://www.e-stat.go.jp/>)に掲載

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和6年)

調査目的

我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省の関連行政諸施策の基礎資料とするため、令和3年度から調査を開始。令和6年度で4回目の実施。

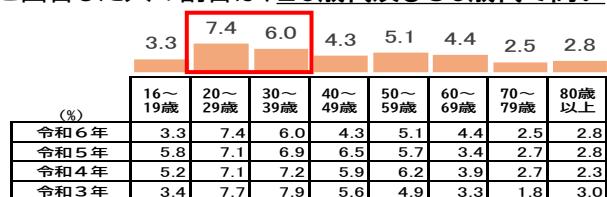
調査結果

【孤独の状況】

- 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.3%、「時々ある」15.4%、「たまにある」が19.6%
→合計約4割が「孤独感がある」と回答。



- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、20歳代及び30歳代で高い。



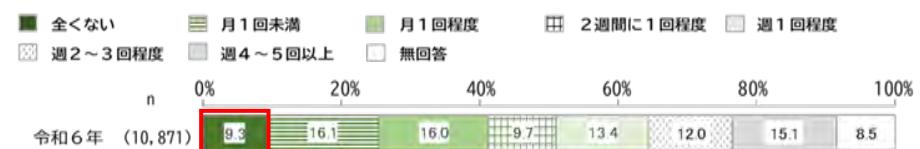
- 孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人(孤独感が比較的高い人)について、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事を回答割合の高い順にみると、①「家族との死別」(24.6%)②「一人暮らし」(18.8%)、③「転校・転職・離職・退職(失業を除く)」(14.7%)となっている。

調査概要

- ・調査対象:全国の満16歳以上の個人2万人
※有効回答数:10,876件(有効回答率54.4%)
- ・調査方法:内閣府から調査対象者あてに調査書類を郵送。
調査対象者はオンライン又は郵送により回答
- ・調査事項:孤独・孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等(全33問)

【孤立の状況】

- ①家族・友人等とのコミュニケーション頻度
- 同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが「全くない」と答えた人の割合は9.3%



②社会活動への参加状況

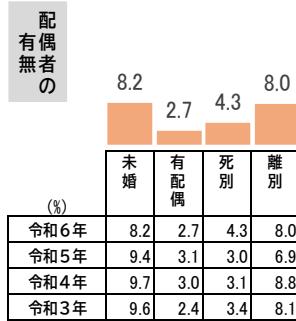
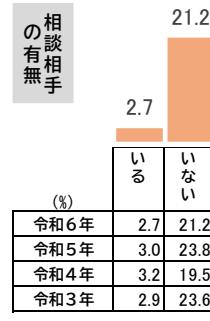
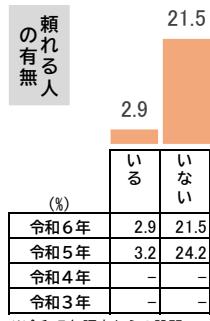
- 「特に参加はしていない」と答えた人の割合が50.6%で、いずれかの活動に参加している人の割合は46.6%



【参考】孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合に関する主な属性別結果

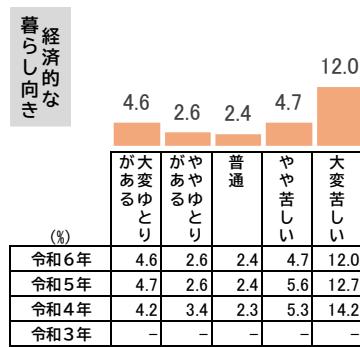
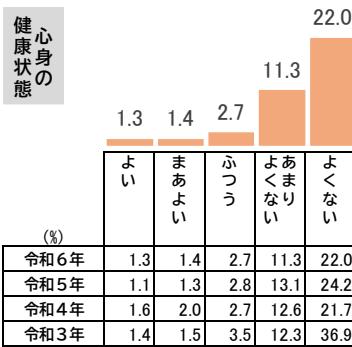
あなたはどの程度、孤独であると感じますか。

	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年
しばしばある・常にある	4.3%	4.8%	4.9%	4.5%
時々ある	15.4%	14.8%	15.8%	14.5%
たまにある	19.6%	19.7%	19.6%	17.4%
ほとんどない	40.6%	41.4%	40.6%	38.9%
決してない	18.4%	17.9%	18.4%	23.7%
無回答	1.6%	1.5%	0.6%	0.9%

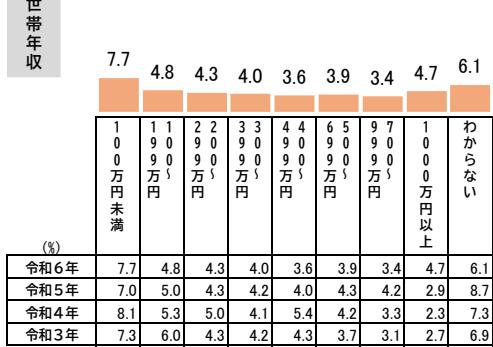
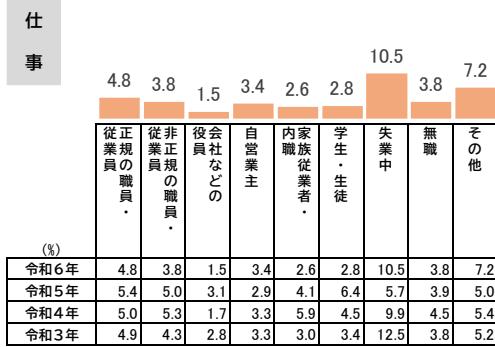


※令和5年調査からの設問

※令和6年調査からの設問



※令和4年調査からの設問



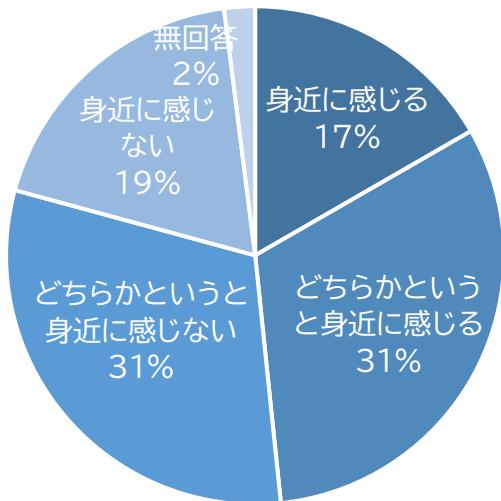
孤独・孤立対策に関する世論調査(速報)

- ✓ 現状の「孤独」や「孤立」に対する意識や孤独・孤立対策の認知度等について現状を把握することを目的に、内閣府政府広報室の世論調査の枠組を活用し、全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人に調査を実施※。
※回収数1,604人(回収率53.5%)。

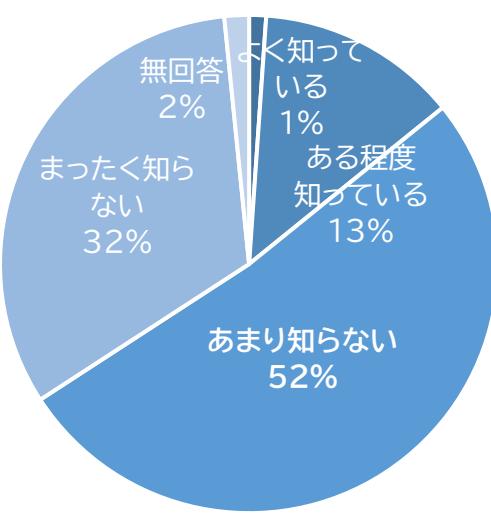
なお、令和7年10月23日～11月30日の調査期間のうち、11月21日までに到着した調査票で集計した速報値である。

- ✓ 孤独・孤立を身近に感じている方が半数近くを占める一方で、政府の孤独・孤立対策を「あまり知らない」と回答した方が最も多かった(52%)ことなども踏まえ、今後、結果を良く分析し、孤独・孤立対策の認知度向上を図る必要。

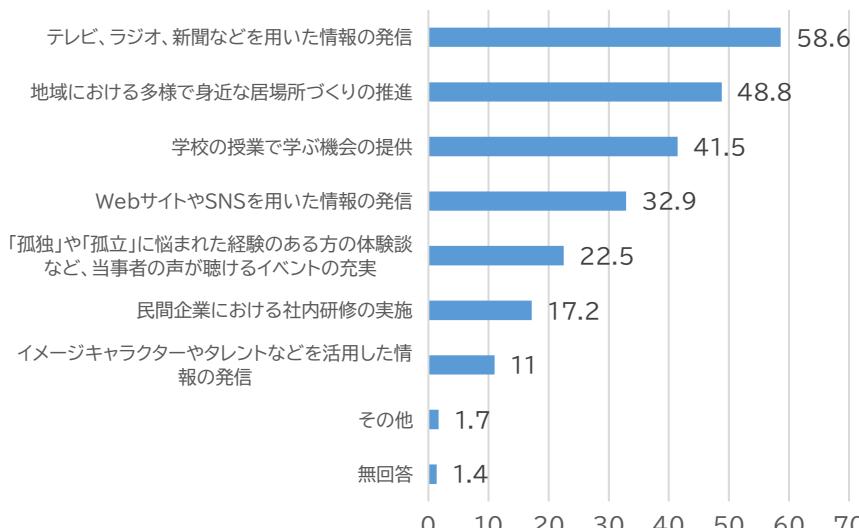
問 「孤独」や「孤立」について、
あなたにとって身近に感じますか。



問 あなたは政府が、「孤独」や「孤立」に関する総合的な対策を推進していることを知っていますか。



問 あなたは、今後、より多くの方が「孤独」や「孤立」について関心を持つためには、どのような取組が効果的だと思いますか。(複数回答可)



趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人ととの「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策(孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組)について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援(当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援)の推進
- ・関係者(国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等)の連携・協働の促進(全国版・地方版官民連携プラットフォームの設置等)
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする、孤独・孤立対策推進本部(重点計画の作成等)を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

5. その他

- ・法律の施行後5年を経過した場合において、法律の施行の状況等を踏まえ、孤独・孤立対策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

孤独・孤立対策推進本部①

- 孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)第20条に基づき、内閣府の特別の機関として設置。
- 孤独・孤立対策推進本部令において、孤独・孤立対策推進本部の庶務は政策統括官が処理すること及び本部の運営に必要な事項は本部長が本部に諮って定めること規定する。
- 孤独・孤立対策推進本部本部員である閣僚を補佐するとともに、関係行政機関相互の機動的な連携を図るため、担当大臣を議長とし、各府省庁の局長・審議官級から構成される推進会議を下部会議として設置する。

所掌事務(法第21条)

- ①孤独・孤立対策重点計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ②上記のほか、孤独・孤立対策に関する重要な事項について審議すること。

本部構成員(法第23条～第25条)

本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官及び孤独・孤立対策担当大臣
構成員 総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣

上記のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
⇒全閣僚が構成員となるよう指定を行う

(参考)孤独・孤立対策推進会議構成員

議長 孤独・孤立対策担当大臣
議長代行 孤独・孤立対策を担当する内閣府副大臣
副議長 孤独・孤立対策を担当する内閣府大臣政務官
構成員 全府省庁の局長・審議官級

推進本部開催実績

○第1回(令和6年4月19日)

【議事】

- (1)孤独・孤立対策の推進体制について
- (2)孤独・孤立対策重点計画の策定に向けて
- (3)高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて
 - ・運営要領及び推進会議の設置について本部決定、これまでの対策の振り返り、新たな重点計画策定に向けた進め方について説明、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について厚生労働省より説明

○第2回(令和6年6月11日)

【議事】

- (1)孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(案)について
- (2)高齢者等終身サポート事業者ガイドラインについて
 - ・「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画(案)」について本部決定、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」について厚生労働省より報告

○第3回(令和7年5月27日)

【議事】

- 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」改定案について
 - ・「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」改定案について本部決定

○第1回(令和6年5月14日)

【議事】

- (1)孤独・孤立対策の推進体制について
- (2)孤独・孤立対策重点計画の策定に向けて(関係者ヒアリング)
 - ・ 会議の趣旨・運営等について説明、法に基づく新たな孤独・孤立対策重点計画策定に向けて、関係者ヒアリング(埼玉県、千葉県市原市、全国版官民連携プラットフォーム)を実施

○第2回(令和7年2月7日)

【議事】

- (1)孤独・孤立対策の令和7年度予算案・令和6年度補正予算について
- (2)孤独・孤立対策重点計画について
 - ・ 予算について関係省庁から報告、孤独・孤立対策重点計画の改定に向けて、孤独・孤立対策担当大臣より指示

○第3回(令和7年5月15日)

【議事】

- 孤独・孤立対策重点計画の改定に向けて
- ・ 有識者意見の報告、孤独・孤立対策重点計画改定に向けて、関係者ヒアリング(鳥取県、広島県福山市、全国版官民連携プラットフォーム)を実施

つながりサポーターの養成・普及

趣旨

- 孤独・孤立は人生のあらゆる場面で誰にでも起こりうるもので、社会全体で対応することが必要。また、孤独・孤立に至る前に対応する予防が重要であり、そういう意味で孤独・孤立に係る普及・啓発の充実が極めて有用。
- このため、社会全体で、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会の実現に向けて、孤独・孤立問題に係る理解者の増加を図るため、日本全国につながりサポーターの普及を図る。
- つながりサポーターとは、孤独・孤立の問題（（例）孤独感を感じている人の割合が4割存在、孤独は心身の健康に影響を及ぼすこと等）についての知識を身につけ、身のまわりの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする取組。

項目
1 はじめに
2 孤独・孤立の何が問題か
3 つながりを考えてみよう
4 調査結果からわかること
5 困ったときどうする？
6 相談窓口を知ろう
7 地域の活動を知ろう
8 最後に
参考資料

- ・「孤独・孤立とは何か？」という基本的な知識に加えて、誰もが孤独・孤立に陥りやすくなっている社会背景、身边にある孤独・孤立状態の例、孤独・孤立に関する調査データを紹介。
- ・孤独・孤立は社会構造上発生しており、個人の責任（自己責任）ではないということ、他人事でなく自身や身近なところで発生している問題であることを説明。
- ・自分そして周囲の人が悩みや困りごとを抱えたときにできることを考えていただくための具体的な行動例も掲載。



はじめに

「つながりサポーター」とは？

いまの社会は、核家族化の進展や非正規労働者の増加などにより、家族や地域、会社などとのつながりが薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況になっています。

孤独・孤立状態になると、最初は小さな困りごとであったものが、周囲に助けを求めることが難しく一人で抱えこんでしまうことで、複雑化・深刻化することがあります。

「つながりサポーター」は、なにか「特別なことをする人」「しなければならない人」ではありません。

孤独・孤立の問題について正しい知識を身につけ、身の回りの人に関心を持ち、できる範囲で困っている人をサポートする人です。

孤独・孤立の問題はライフステージの変化や働く環境の変化など、誰にでも起こり得ます。まずは、孤独・孤立について正しく「知ること」で、孤独・孤立の問題を偏見なく「自分ごと」として捉えていくことが大切です。

孤独・孤立の悩みを受け付ける相談支援の推進

趣旨

- 孤独・孤立の悩みは、複雑化・多様化しており、一人ひとりの事情やニーズに応じてきめ細やかな相談支援や情報提供を推進することが重要。
- このため、孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（令和6年6月決定（令和7年5月一部改定））に基づき、孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会づくりを目指し、安心して相談できる機会を提供していくため、NPO等関係団体と連携・協力して、悩みを抱える人々の事情に寄り添った相談支援を実施。

実施方法

- 相談ダイヤルとして、フリーダイヤル（#9999）を開設。
既存の公的機関等の窓口の多くが閉庁するゴールデンウィーク、年末年始に実施。
- 相談ダイヤルに電話すると、音声ガイダンスにより、利用者がメニューを選択し、選択した相談窓口につながる仕組み。
18歳以下向けのメニューも開設。電話相談以外にチャット等においても相談対応を実施。
- 相談対応は、相談支援関係団体が連携・協力して、相談対応に従事。相談内容が深刻と判明した場合、地域の支援団体と連携して現場支援を実施。

孤独・孤立の悩み

- ・孤独・孤立に悩んでいる方
- ・18歳以下の方
- ・性別の違和等に関して相談したい方
- ・女性の悩みに関して相談したい方
- ・被災していて相談したい方 等

電話相談、チャット等を通じて相談対応
→気持ちの整理に向けた傾聴、支援制度についての情報提供等を実施

(相談内容が深刻な場合)
地域の支援団体へ連絡（福祉、生活支援NPO等）
→面談、関係機関（病院、警察等）への同行支援

孤独・孤立対策に係る効果的な広報の推進

趣旨

- 「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施。これにより、社会全体で孤独・孤立対策に関する理解増進や機運醸成を図る。

広報

広報（ポスター、月間特設Webページ）

- ・孤独・孤立対策が目指す社会像について周知・啓発
- ・全国の地方自治体、社会福祉等関係団体の協力を得て、情報発信
- ・月間に全国各地で行われる取組の紹介等を行う月間特設Webページを開設



相談窓口・イベント等

孤独・孤立相談ダイヤル#9999

- ・孤独・孤立相談ダイヤルを開設し、悩みを抱える方向けに、テーマ別に相談を受付

オンライン空間におけるイベント

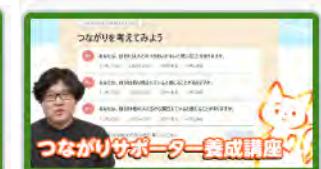
- ・オンライン空間を活用した、孤独・孤立対策の周知啓発などを目的とした各種イベントを実施
(例) オンラインを通じた音楽鑑賞、観光体験
つながりセンター養成講座の実施
NPO等による取組の紹介



対談イベント
孤独・孤立対策×社会福祉
協議会



対談イベント
孤独・孤立対策×オンライン
相談



つながりセンター
大西参与×ヒカリノ つなが
りセンター養成講座

以上は、強化月間における令和7年度の取組例を掲げたもの

孤独・孤立対策ウェブサイトにおける相談窓口の紹介機能 「あなたはひとりじゃない」

- 孤独・孤立で悩んでいる方々に向けて、相談先を紹介するウェブサイトを開設
- 具体的には、自動応答システム(チャットボット)により、利用者の悩みに応じ、分野別に相談窓口を紹介。また、悩みを抱えている方向けのQ&A等も掲載。

悩みに対応する支援窓口の紹介

あなたのための支援があります

制度・窓口を探す



18歳以下のみなさんへ



ボット 「自分のこと」について今の状況や悩んでいることを教えてください。
勉強が苦手で将来のことが不安になる
将来にやりたいことがない、希望がもてない
自分の体のことで悩みがある
死にたい、消えてしまいたいほど、つらい
当てはまるものがないが、話を聞いてほしい

死にたい、消えてしまいたいほど、つらい
ボット
お話ができる相談窓口を紹介します。

あなたのための相談場所があります

孤独・孤立で悩まれている方へ

もしもあなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか。
<相談先一覧>

①つらい、消えたい、
死んでしまいたい、と思ったら

②子供たちがいじめ等の悩みを
相談したいと思ったら

③性犯罪・性暴力の被害について
相談したいとき

④児童虐待かもと思ったら

⑤配偶者等からの暴力（DV）
かもと思ったら

⑥生きづらさを感じるなどの
様々な悩みについて相談したいとき

相談窓口の例

ボット
『あなたのいばしょ』
受付時間：24時間365日



「望まない孤独」のない社会の実現

私たちは、話しても話せない、頼りたくても頼れないといった「望まない孤独」が既存の社会課題の複雑化をもたらし、解決を困難にしていると考えています。つまり、多くの社会課題の背景には「望まない孤独」があるということです。悩みや問題を抱えた時に確実に信頼できる人にアクセスできる仕組みを構築することにより望まない孤独のない社会を実現することを目的としています。

ボット
『チャイルドライン チャット』
受付時間：第1・3月、毎週火、水、木、金、土曜
日の16:00～21:00 ※12月29日～1月3日は除く



チャイルドラインってなに？

18歳までの子どもがでんわやチャットでつながって、話を聞いてもらえるところです。
困っていること、悩んでいることだけではなく、その日あったできごとやうれしいことの話を聞いています。

本プラットフォームは、孤独・孤立問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、連携の基盤を構築し、普及啓発活動、相談支援活動等を促進するものとして令和4年に設立。

主な活動

1. 複合的・広域的な連携強化活動

孤独・孤立に係る課題等に関し、現状や課題の共有、対応策等を議論してきた。

(テーマ例)

- ・声を上げやすい・声をかけやすい社会に向けた取組の在り方（つながりサポーター等）
- ・相談支援に係る実務的な相互連携の在り方

2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

(1) シンポジウムの開催

より多くの方に孤独・孤立対策を認識していただくため、理念や連携の事例、実態把握調査の結果などに関するシンポジウムを順次開催

<令和7年度のテーマ>

- ・つながりの中で暮らす～これからの時代の「住まい」「地域」「互助」について考える～
- ・オンラインとリアルのつながりについて

(2) 孤独・孤立対策強化月間（5月）

「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい、声をかけやすい社会」に向けた取組として、毎年5月を「孤独・孤立対策強化月間」とし、集中的な広報・啓発活動を実施

(3) つながりサポーター

孤独・孤立の問題について知識を身につけ、身の回りの人に関心をもち、できる範囲で困っている人をサポートする「つながりサポーター」養成講座を実施（講座実施にあたっての協力等）

3. 情報共有、相互啓発活動

(1) 会員向け情報共有・情報発信

- ・関係団体の活動紹介や支援情報などをメールマガジン形式で定期的に発信

(2) 孤独・孤立に関する調査

- ・孤独・孤立に資するNPO法人等への調査を実施

体制

※会員数675団体

(令和8年1月1日時点)

会員 (449)

総会

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁等

幹事会

- ・会員の中から選出
- ・総会へ議案提出等運営に必要な事項を実施

協力会員 (171)

経済団体、地方自治体など本会活動を協力する団体
※都道府県・政令指定都市は全て会員登録済

賛助会員 (55)

民間団体・助成団体等など本会活動を支援する団体

孤独・孤立対策推進交付金（地方公共団体向け）

- 全ての国民を対象とする孤独・孤立対策を規定した世界で初めての孤独・孤立対策推進法の施行、孤独・孤立対策推進交付金の創設から2年
- 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組を支援

都道府県：1/2補助（交付上限額400万円）

市区町村：3/4補助（交付上限額300万円、複数の市区町村が連携して実施する場合600万円）

事業内容

1 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構築事業

プラットフォーム設置に向けた検討会・職員研修会の開催、
プラットフォーム幹事会等の開催

2 孤独・孤立対策関連事業

① 孤独・孤立対策の取組方針の作成

取組方針作成のための情報交換会、検討会の開催

② 実態把握や地域資源の調査

孤独・孤立に関する住民向けアンケート調査、圏域内の関連団体等の現況調査

③ 関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動

プラットフォーム加入団体職員の研修会・情報交換会・ワーキングショップ

④ 住民への情報発信や普及啓発活動

孤独・孤立対策強化月間を含む住民向けシンポジウム・講習会、広報動画の作成

⑤ 人材確保・育成のための研修

孤独・孤立対策の相談窓口職員を対象としたスキルアップのための研修会

⑥ 孤独・孤立対策地域協議会の設置

地域協議会の開催

⑦ 相談体制の整備や居場所の設置、交流の機会の創出など当事者等への支援

相談窓口の設置、チャットボットによる支援、居場所づくりへの取組

⑧ ⑦の活動を行う団体への支援(いわゆる中間支援)

NPO等の支援団体に対する補助

⑨ 都道府県による管内市区町村の後方支援

都道府県による管内市区町村職員向けの孤独・孤立対策に関する研修会

⑩ その他内閣府が必要と認める取組

地方公共団体独自の取組による孤独・孤立対策の推進

※ 民間団体への委託可能。(7)及び(8)については補助も可能

交付対象例

「孤独」や「孤立」について、あなたは、どのようなイメージをもっていますか。

(複数回答)



(備考) 「孤独・孤立対策に関する世論調査（速報）」による。

調査期間：令和7年10月23日～11月30日

調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人（回収数1,604人）

これから孤独・孤立対策に取り組もうとしている地方公共団体担当者の皆様へ
取組を進めている市区町村担当者からのアドバイス

「取り組もうとした理由・きっかけ」「まず始めたこと」「取り組んで良かったこと、苦労したこと」



「地方公共団体担当者へのアドバイス」（抜粋①）

取り組もうとした理由・きっかけ

熊本地震を契機に発足した民間支援団体間での連携体制（火の国会議）が被災者支援の活動を行う中で、被災者・市民の「孤独・孤立」という観点の重要性を認識し、PF構築の構想が民間主導で芽生えました。

また、NPOとの勉強会から、支援者においても活動が孤立化することが課題であり、PFのような支援者同士の連携の場が有効であることが分かり、地方版PFを設置するに至りました。

【熊本市】

8050世帯で事件化したケースを目の当たりにして、地域の自治会長、民生委員、支援機関などで、そうなったことに対して「悔しさ」を共有できること、そして、こういったケースの再発を防ぐために、アウトリーチ機能の創出と社会的孤立防止に向けて、市民ボランティアである「つながりサポーター」の取組が必要だと考えたことがきっかけです。

【鳥取県鳥取市】

既に各分野で孤独・孤立対策に通じる取組を進めていたため、行政内部、外部問わず、個別の課題に対する縦割りのアプローチを中心でした。横のつながりが十分とはいえない状態でした。

地域住民の抱える課題が複雑化・複合化していることに加え、社会の様々な変化（核家族化等）によりつながりが希薄化し、望まない孤独・孤立に陥りやすい社会となっています。

分野別の支援体制では解決できない事例もみられ、支援が必要な人の声をしっかりと受け止め、地域で適切な相談と支援を行うことができる体制整備が必要です。令和6年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。

「孤独・孤立対策担当大臣」の設置、「孤独・孤立対策の重点計画」の策定、「孤独・孤立対策推進法」の成立等、国の動きを受け、本市の取組を強化した事も理由です。

貧困の連鎖対策きましたが、個別の課題解決に向けた支援のみでは貧困に取り組んでの連鎖に歯止めがかかっていません。孤独・孤立対策の理念をあらゆる分野に取り込む必要性を感じたためです。

【広島県福山市】

まず始めたこと

令和5年度に2つの事業を実施しました。

- ・生活困窮者自立支援制度を中心とした支援団体のネットワーク（支援調整会議メンバー）を更に横展開で広げていくための市内支援団体を集めたイベント
- ・「生きづらさ」といった抽象度の高い課題の啓発方法として、シンポジウムや現代アートを用いたインスタレーション

こうした取り組みや支援団体への聞き取りによる実態把握、日常的な業務を通じて、周辺自治体との接点が増え、令和6年度の取組に至る、近隣市で協力して「孤独・孤立」や「生きづらさ」等の課題に向き合う“つながり”が醸成されました。【神奈川県座間市】

役場保健師、総合相談、まちづくりアドバイザー、社会福祉協議会、地域包括支援センターのコアメンバーが、孤独・孤立とは何か説明会等で理解を深め、協働して取り組んでいくという共通認識を図りました。

孤独・孤立に関する研修を、まず首長を含め全庁の部課長級職員に行い、孤独・孤立は福祉分野だけの問題ではなく、全庁一体となって取り組む課題であることを周知しました。【兵庫県播磨町】

新たに支援メニューを増やす、また人員の増員や実施体制の見直しを図る…などといったことは、業務量の増加やマンパワー不足による負担感の増大にしかならないため、そのようなことには着手せず、「ないものねだりより、あるものみがき」に着目し、既存の取り組みをどう活かすか？という視点でスタートしました。

具体的には、食を通じた地域住民の居場所づくりや、人と人とのつながり支援に力をいれて取り組んでいるNPO法人があつたことから、そことタイアップして相互補完的に官民連携の支援体制が構築できないか考案しました。本事業の趣旨を説明し、呼びかけを行いました。これが事業開始にあたり、実施した最初の取り組みであります。

【愛媛県宇和島市】

「地方公共団体担当者へのアドバイス」（抜粋②）

取り組んで良かったこと、苦労したこと

<良かったこと>

- ・府内外の幅広い主体の共通課題であるため、福祉分野はもとよりそれ以外の主体も含め、分野・属性横断的な連携等のきっかけとなりました。
- ・近年、国として補助メニューを拡充いただいているため、新たな・試行的な取組にも比較的チャレンジしやすいです。
- ・並行して推進している重層的支援体制・包括的支援体制整備と重なるところが多々あるため、双方の枠組みをうまく使い分け・組み合わせすることで更なる推進の可能性があります。

<苦労したこと>

- ・関係する分野・主体・取組等が非常に広範なため、良くも悪くも際限がないことです。
- ・取組段階では、共通項の設定や、対象範囲の限定など、うまく工夫しないと、かなり抽象的・総論的な内容になりがちです。
- ・予防的な要素を多分に含むため、目標・指標の設定や効果の検証・提示が難しいです。

【京都市】

・良かったと思ったこと

孤立死防止のための企業等との連携を図ったことで、孤立死の予防や異変の早期発見につながっていることです。

・苦労したこと

孤独・孤立に関する施策は関係領域が幅広く、縦割り組織において横連携が困難であることです。

【福岡市】

【良かったと思ったこと】

社会的なつながりづくりの重要性と、本市の地域資源の多様性を市民、関係者等に広く周知し、気づきと変化を促すための第一歩となりました。

【苦労した（している）こと】

各NPOや企業等に赴いて事業の趣旨を説明にまわっているが、NPO、民間等からの参加が思うように増えないことです。（継続して現在も依頼をしています。）

【千葉県市原市】

「地方公共団体担当者へのアドバイス」（抜粋③）

取り組んで良かったこと、苦労したこと

《良かった》

- ・PFという形ができたため、情報発信や活動の提案について連携がとりやすくなりました。
- ・特定の会議体ではなく、ネットワークであるため、活動の幅が制限されず動きやすいです。
- ・「つなぎめ」を通して各団体の活動が紹介できます。（予定）

《苦労》

- ・活動を指定していないため、孤独・孤立やPFへの参加意識そのものが希薄になりやすいです。
- ・PFに参加することの明確なメリットを各団体に提示できることです。
- ・PFに参加することにより、直接的な補助や事業支援を期待されることがあります、多くの団体がネットワークを形成することによる「お互い様」なつながりが事業メリットにつながることを検討していきたいです。

【愛知県岡崎市】

孤独・孤立対策に取り組んで良かったことは、孤独・孤立は世代や分野にまたがるテーマなため、多様な世代・分野の事業者に参画を呼び掛けることが出来ました。一方でどの分野に声をかけるか、声をかけた上でどう主体的に参画してもらうか等、企画・運営の部分で苦労しました。

【愛知県春日井市】

良かったこと

「予防」に重点を置いた取組を実施することで、これまで孤独・孤立を意識したことのない層に対してもアプローチすることができました。

苦労したこと

孤独・孤立は社会全体で対応する必要があり、全庁的に取り組む必要があるが、他部署の理解を得るのに苦労しました。

【愛知県豊田市】

孤独・孤立対策に取り組んで良かったことは、府内の関係課を含め、孤独や孤立の問題についての周知啓発を一定程度実施できたことです。この取り組みによって、関係者の理解が深まり、問題意識の共有が進んだと感じています。しかし、次のステップに進むことが難しい状況です。

また、地域社会での包摂が必要不可欠であると認識しており、市や関係機関、地域の事業者、自治会、NPOなど、多様な関係者が協力できるプラットフォームの設置を検討していますが、現状では具体的な助言を得られる機関やノウハウが不足しており、具体的な進展が見られないのが苦労していることです。

【広島県呉市】

孤独・孤立対策推進交付金 交付団体

(R 4～5の都道府県、R 4～6の市区町村は、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業の採択団体)

都道府県	自治体名	R4	R5	R6	R7
北海道	北海道	●	●	●	●
	釧路市	●			
	登別市	●	●		
青森県	青森県	●		●	●
岩手県	陸前高田市				●
宮城県	仙台市		●		
秋田県	秋田県				●
	横手市				●
山形県	山形県			●	●
	山形市	●			
	鶴岡市	●			
福島県	福島県			●	●
群馬県	群馬県			●	●
	みどり市				●
埼玉県	埼玉県	●		●	●
	川口市				●
千葉県	市原市	●		●	
東京都	江東区		●		
	品川区		●		●
	中野区			●	●
	町田市				●
神奈川県	神奈川県			●	●
	鎌倉市	●			
	座間市		●	●	
新潟県	新潟県				●
富山県	富山県		●	●	●
山梨県	山梨県			●	
長野県	長野県			●	
	須坂市	●			●
	飯山市		●		
岐阜県	岐阜県	●		●	●
静岡県	静岡県				●
愛知県	愛知県				●
	名古屋市				●
	岡崎市			●	●
	春日井市		●	●	
	豊田市			●	●
	長久手市				●
三重県	伊勢市	●			
	名張市	●			

都道府県	自治体名	R4	R5	R6	R7
滋賀県	滋賀県	●		●	●
	京都市	●		●	●
大阪府	大阪府	●			
	枚方市	●			
兵庫県	兵庫県			●	●
	神戸市				●
	姫路市				●
	播磨町			●	●
奈良県	生駒市		●		●
	川上村				●
鳥取県	鳥取県	●		●	●
	鳥取市	●	●	●	●
	大山町				●
岡山県	岡山県				●
	笠岡市	●			
広島県	呉市			●	
	三原市	●			
	尾道市	●			
	福山市		●	●	
	府中市	●			
	東広島市				●
徳島県	徳島県	●		●	●
香川県	香川県			●	●
愛媛県	愛媛県	●		●	●
	宇和島市	●		●	
高知県	高知県				●
福岡県	北九州市	●	●		
	福岡市		●	●	
佐賀県	佐賀県				●
熊本県	熊本県			●	●
	熊本市	●		●	●
	宇城市		●		
大分県	津久見市	●			

計	74	29	15	32	46
都道府県	26	9	2	18	23
市区町村	48	20	13	14	23

(備考) 市区町村は、このほか広域連携事業の連携自治体がある。

(令和8年1月8日現在)

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム構築事業及び基盤整備事業一覧 (令和8年1月8日現在)

【23道県】

地方公共団体名	交付対象事業の概要
北海道	声を上げやすく、声をかけやすい環境整備に向けた周知動画制作・発信
青森県	支援関係者の資質向上のための講演やワークショップの実施
秋田県	ひきこもり支援に関する行政職員研修・県民公開講座の実施
山形県	人々のつながりに関する基礎調査（山形県版）の実施等
福島県	強化月間の広報、管内市町村の孤独・孤立対策推進に向けた支援等
群馬県	つながりサポーター養成講座、支援機関等向け研修会の開催等
埼玉県	優良取組紹介動画の制作、ポータルサイトを活用した事例共有等
神奈川県	地域の「緩やかなつながりの場」のマップ化とポータルサイトでの発信等
新潟県	プラットフォームの構築、支援人材の養成に向けた研修会の開催等
富山県	関係団体の孤独・孤立に関する理解浸透・連携強化に向けた勉強会の開催
岐阜県	中間支援組織の事業への補助、各圏域でのプラットフォーム部会の開催等
静岡県	自身の悩みに気づくためのストレスチェックの普及啓発
愛知県	シンポジウムの開催、啓発ツールの制作・配布等
滋賀県	孤独・孤立の問題や心の健康づくりに関する啓発のための講演会等の開催
兵庫県	プラットフォームの構築、連携体制推進のための会議・研修等の実施
鳥取県	「生活困りごと相談窓口」の運営、ワークショップの開催・広報等
岡山県	プラットフォームの構築、シンポジウムの開催等
徳島県	プラットフォーム参画団体の勉強会等の開催、取組団体への補助等
香川県	プラットフォームのコア会議・シンポジウムの開催、支援団体の調査
愛媛県	地域協議会の設置、プラットフォームの運営・交流会の開催、広報等
高知県	ひきこもりの人等への支援事業に対する補助、ポータルサイトによる周知啓発
佐賀県	プラットフォームの構築、シンポジウムの開催等
熊本県	誰もが集い、支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の取組促進

【23市区町村】

地方公共団体名	交付対象事業の概要
岩手県陸前高田市	被災者の孤立防止を目的とした市民交流プラザへの相談員配置
秋田県横手市	若者世代を対象としたアンケート調査
群馬県みどり市	プラットフォームの研修会・幹事会・情報交換会の実施
埼玉県川口市	人々のつながりに関する基礎調査（川口市版）の実施
東京都品川区	孤独・孤立の深刻化予防としてのオンラインカウンセリング体制の構築
東京都中野区	普及啓発のための「中野区孤独・孤立フォーラム」の開催
東京都町田市	「町田市地域活動サポートオフィス」による地域課題解決の担い手支援
長野県須坂市	「地域の居場所」のデジタルマップ化と広報
名古屋市	プラットフォームの構築、孤独・孤立の実態把握調査等
愛知県岡崎市	ポータルサイトやポッドキャストによる周知啓発、フォーラムの開催等
愛知県豊田市	市民や団体のつながりづくりの場の周知・啓発等
愛知県長久手市	働きづらさを抱える人が就労により社会とつながるきっかけを作る事業等
京都市	「お悩みハンドブック」の運用、つながりサポーター養成講座の実施等
京都府長岡京市	地域における居場所づくり推進に向けた検討、住民参画の企画・運営等
兵庫県神戸市	お悩みハンドブックの改修等、研修
兵庫県姫路市	プラットフォームの構築、孤独・孤立対策に関する市民への周知啓発
兵庫県播磨町	ワンストップ相談窓口における相談支援、地域の居場所創出の促進等
奈良県生駒市	ポータルサイトによる周知啓発、先進地視察等
奈良県川上村	公民館等への居場所機能付与と利活用につなげる試験的取組の実施
鳥取県鳥取市	つながりサポーターの養成と取組の発展、地域協議会の設置等【広域】
鳥取県大山町	リンクワーカー「おせっかい人」の養成と暮らしの保健室の開催等
広島県東広島市	民間事業者のチャット相談サービスを活用した相談体制の整備・広報等
熊本市	つながりサポーター養成講座や講演会の開催、地域協議会の設置等

※【広域】の連携自治体

地方公共団体名	連携自治体名
鳥取県鳥取市	(鳥取県) 岩美町、若桜町、智頭町、八頭町 (兵庫県) 香美町、新温泉町

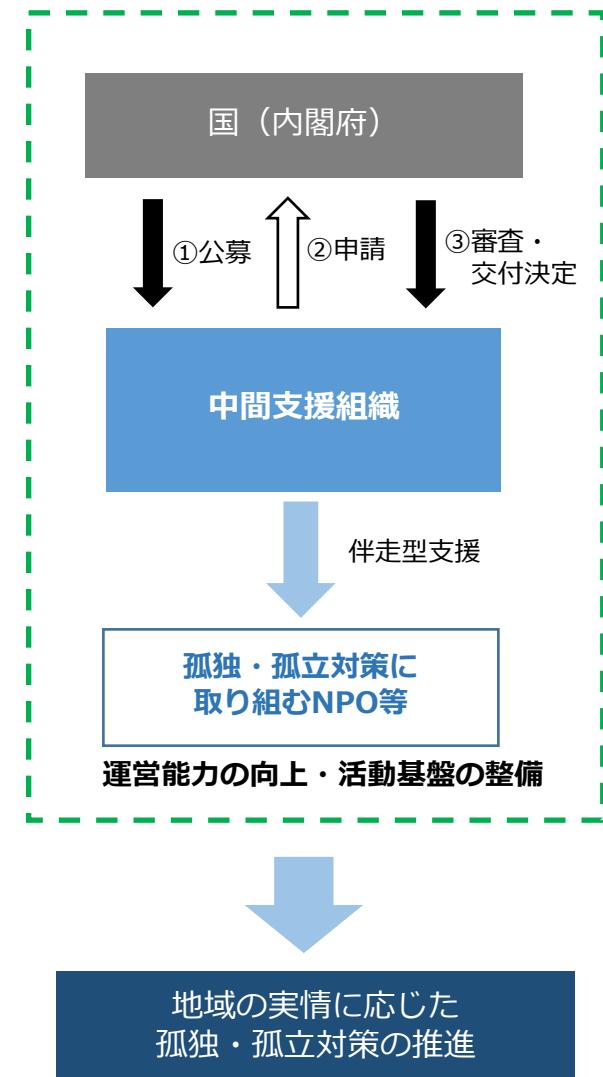
令和7年度 孤独・孤立対策推進交付金（孤独・孤立対策担い手育成支援事業） 交付団体＜中間支援組織＞

概要

- 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月孤独・孤立対策推進本部決定。令和7年5月一部改定）に基づき、地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進。
- 孤独・孤立の問題の予防の観点から、日常の様々な分野における緩やかなつながりづくりに取り組むNPO等への伴走型支援を行う中間支援組織を支援することで、個々のNPO等の経営力や事業力を高め、孤独・孤立対策の気運醸成と安定的・継続的な推進体制を構築。

交付団体

- 孤独・孤立対策に取り組むNPO等に対して運営能力の向上や活動基盤の整備を行う中間支援組織
10団体（申請21団体）（交付団体一覧は別紙のとおり）
(注) 原則、一つの都道府県を超えた区域の事業が対象



交付団体と取組概要（1/3）

	団体名/事業名	概要	事業区域
1	一般社団法人 えんがお （栃木県） 孤独・孤立対策に特化した創業・伴走支援と活動者の連携基盤強化事業	孤独・孤立対策に取り組む団体の創業・伴走支援を行うとともに、団体の課題やそれが解決される過程等を見える化し、知見が支援対象者以外にも共有されるよう公開する。また、令和6年度事業で作成した事例集を基にオンライン情報交換会を実施するほか、活動者の孤立の解消を図るために対面交流会や地域共生型モデルを分析する公開検討会議を実施する。	全国
2	特定非営利活動法人 えんじゅ （東京都）※ 親や家族に頼ることが難しい社会的養護経験者等の若者を支える担い手育成・支援基盤強化事業 ※コンソーシアムの代表団体	親や家族に頼ることが難しい社会的養護等の若者たちを支える全国各地の現場団体に対し、会計・税務・法務・ソーシャルワーク等の専門家によるオンライン相談窓口を設置するほか、カウンセリング等による支援者ケア、相互の学び合い・交流による人材育成を行う。	全国
3	公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 （神奈川県） 地域共生社会を推進するための孤独・孤立対策担い手育成支援事業	孤独・孤立対策に取り組む活動団体の推進及び発掘、団体の活動に対する相談支援に取り組むために、神奈川県及び他県における孤独・孤立対策に係るネットワークの充実や当該事業の企画検討・評価等を図るほか、社会福祉法人等との連携コーディネート体制の整備、市民活動団体等に対する伴走による相談支援、社会福祉法人と地域とを繋げるコーディネーターの人材育成、孤独・孤立問題に関する広報活動の実施等に取り組む。	神奈川県 山梨県等
4	特定非営利活動法人 K H J 全国ひきこもり家族会連合会 （東京都） 社会的孤立を防ぐひきこもりピアサポート活動継続のためのピアサポーター養成研修会の開催と活動体制づくりの強化事業	ひきこもりの状態にある本人やその家族に対する継続的かつ実効性のある支援の一層の充実、本人や家族の視点に立った支援の実現のため、ピアサポーターの養成研修を行い、養成したピアサポーターは、所属する各支部から派遣活動を実施する。	全国

交付団体と取組概要（2/3）

	団体名/事業名	概要	事業区域
5	一般社団法人 気仙沼まちづくり支援センター （宮城県） 三陸沿岸地域孤独・孤立対策活動の担い手育成と多主体連携構築事業	事業対象地域を広げ、三陸沿岸地域で活動する中間支援組織間の連携を強化するとともに、市町村を越えたN P O等のつながりを築く。また、多様かつ複雑な地域課題について、多主体連携による解決策の在り方について学び、具体策を検討する連携推進研修会・意見交換会を開催する。	岩手県 宮城県
6	N P O法人 市民ネットすいた （大阪府） 孤独・孤立対策の担い手となりうる多様な小規模NPOの活動基盤整備事業	大阪府と兵庫県をまたぐ生活圏域において、多様な小規模N P Oが持続発展的に活動できる環境整備を目指し、中間支援組織7団体が連携して、①居場所づくりやつながりづくりを活動の主目的としない小規模N P Oの実態調査、②小規模N P Oの伴走支援モデル構築、③分野や専門性を超えた支援機関連携、④N P O支援施設空白地域におけるN P O支援及び中間支援組織立ち上げ支援、⑤孤独・孤立対策やN P Oの役割の発信を実施する。	大阪府 兵庫県
7	特定非営利活動法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ （東京都） 地域の居場所における「顔の見える関係」づくりを支えるネットワーク強化と人材育成のための伴走支援事業	全国を6つの地域ブロックに分け、地域のこども食堂ネットワーク団体に対し、伴走支援担当者が運営上の課題（組織面、事業面等）や地域連携に関する相談対応・目標設定・実践支援を行うほか、こども食堂を地域で支えるメンバーを対象に、共創的ファシリテーションスキルやリーダーシップを育む連続講座を開催する。	全国
8	特定非営利活動法人 全国女性シェルターネット （東京都） 全国のDV等支援団体への支援情報提供支援及び人材育成事業	最近の被害の実情やニーズを把握し、現場に必要な情報を提供しながら各団体の連携・協働を進めるため、現場の実態やニーズの把握、支援現場への情報提供支援のほか、他団体と共に運営しているオンライン学習を中心とした「エンパワメント・スクール」の教材を法改正等に合わせ更新し人材育成を進める。	全国

交付団体と取組概要（3/3）

	団体名/事業名	概要	事業区域
9	<p>公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団（兵庫県）※ 「孤独・孤立のための中間支援3.0」推進事業 2nd Ver.</p> <p>※コンソーシアムの代表団体</p>	<p>小規模N P Oの活動強化のため、令和6年度事業で実施した「参加のデザイン」セミナーを拡充し、N P Oへの参加希望者の開拓等を加えたプログラムとして実施する。また、N P Oの相談に当たる職歴の浅い中間支援スタッフを対象とする支援力強化のための研修、全国の伴走支援の事例を検証しその強化策を検討する研究会を実施する。</p>	兵庫県 岐阜県 全国
10	<p>認定特定非営利活動法人 R e B i t（東京都）</p> <p>LGBTQの孤独・孤立に向き合う担い手育成プロジェクト ～多様なつながりで誰も取り残さない日本へ～</p>	<p>L G B T Qの孤独・孤立対策に取り組むN P O等を対象に、運営基盤・事業力強化のためのオンライン講習会を実施するほか、個々の団体の課題に応じた個別支援を行う。また、関係者の横のつながりを促進するため、オンラインでのネットワークの構築、地域での新たな連携・協働の創出を目的とした全国のN P O等が一堂に会するシンポジウムの開催を実施する。</p>	全国

令和7年度 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査 採択事業<NPO等>

概要

- 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和6年6月孤独・孤立対策推進本部決定。令和7年5月一部改定）に基づき、地域の実情に応じた孤独・孤立対策を推進。
- NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組への支援を行い、そのプロセスや成果を取りまとめ、全国展開。取組に当たっては、（株）NTTデータ経営研究所が伴走支援を実施。

採択事業

96事業（応募170事業）（採択事業一覧は別紙のとおり）

○活動地域別

都道府県	事業数
北海道	6
宮城県	3
茨城県	1
栃木県	1
群馬県	1
埼玉県	3
千葉県	7
東京都	15
神奈川県	9
新潟県	1

都道府県	事業数
富山県	2
石川県	2
長野県	1
岐阜県	1
愛知県	4
三重県	1
滋賀県	4
京都府	3
大阪府	9
兵庫県	6

都道府県	事業数
奈良県	1
和歌山県	1
鳥取県	3
岡山県	1
広島県	2
山口県	1
徳島県	1
香川県	1
愛媛県	2
福岡県	2

都道府県	事業数
長崎県	1
大分県	1
宮崎県	3
鹿児島県	2
沖縄県	2
関西地域	1
全国	2

（備考）複数の都道府県で取り組む事業があるため、事業数欄の合計は採択事業数（96）と一致しない。

	団体名	取組名	取組対象	活動地域	R6 採択
1	NPO法人 北海道社会的事業所支援機構	高齢者による高齢者のための生活支援「小さな仕事」技術講習会	高齢者	北海道札幌市	
2	札幌メンズ・シェッド ポッケコタン	シニア男性の“老力”を活かすメンズ・シェッドの地域活動	中高年者、高齢者	北海道札幌市	○
3	特定非営利活動法人 くるくるネット	室蘭初オンライン+リアル連携によるひきこもり支援モデル	ひきこもりの状態にある人	北海道室蘭市	○
4	特定非営利活動法人 ワークフェア	誰でも来られる何もしなくていい居場所「あおむしルーム」	多世代、こども・若者	北海道北見市	
5	特定非営利活動法人 ウィーズ	北海道留萌市での孤独・孤立を防ぐ教育と福祉の連携モデル事業	こども・若者	北海道留萌市	
6	社会福祉法人 北海長正会	市民主体による「ゆるやかにつながるワクワク活動」の創出	高齢者、単身世帯	北海道北広島市	
7	特定非営利活動法人 Switch	宮城県刑務所出所者等の体験格差の補完による孤独孤立予防事業	犯罪をした者等	宮城県全域	
8	特定非営利活動法人 まなびのたねネットワーク	石巻地域の10代女子親子セラピープロジェクト	こども・若者、不登校の児童生徒、その家族等	宮城県石巻市	○
9	一般社団法人 WATALIS	遊休農地の活用による心を繋ぐ地域共生コミュニティ創り	高齢者、中高年者、障害者、単身世帯	宮城県亘理町	○
10	認定特定非営利活動法人 茨城NPOセンターコモンズ	緊急一時支援施設を整備しつつ、平時の地域の居場所と連携して、早期に孤立困窮からぬけられる仕組みづくり	外国人、ひとり親世帯	茨城県常総市、県全域	
11	特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり市民工房	女性たちの地域づくり活動による栃木の孤独・孤立対策	多世代、女性	栃木県宇都宮市ほか	○
12	特定非営利活動法人 じょんけんぽん	地域性を活かしたラジオによる情報発信とつながり作りの取り組み	多世代	群馬県高崎市を中心前橋市など	○

	団体名	取組名	取組対象	活動地域	R6 採択
13	一般社団法人 日本シヨーファー協会	移動子ども食堂・図書館等の居場所作りを複合的に行う駆け付け支援	多世代	埼玉県	
14	社会福祉法人 銚子市社会福祉事業団	野尻の里から「はじめの一歩」プロジェクト	多世代	千葉県銚子市	
15	特定非営利活動法人 フリースタイル市川	市内の公共施設を起点に「おせっかい」の風土（フード）を拡げる	こども・若者、生活困窮状態の人	千葉県市川市	
16	特定非営利活動法人 フードバンクふなばし	ひとり親家庭同士の交流	ひとり親世帯	千葉県船橋市	
17	NPO法人 KOMPOSITION	まちのしごと場づくりプロジェクト	こども・若者、障害者、不登校の児童生徒、ひきこもりの状態にある人	千葉県松戸市	○
18	社会福祉法人 九十九里ホーム	孤独・孤立の防止につながる福祉のまちづくりプロジェクト	こども・若者、高齢者、障害者	千葉県匝瑳市、旭市、銚子市、横芝光町、多古町	○
19	特定非営利活動法人 フローレンス	保育現場における親子の日常見守り強化活動	こども・若者、その家族等	南関東（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）	
20	特定非営利活動法人 地域健康プラン	定年退職を乗り越えるハイブリッド型孤独・孤立予防プロジェクト	中高年者	東京都、神奈川県	
21	特定非営利活動法人 防災コミュニケーションティネットワーク	レツツボウサイ！ご近助ボランティア大作戦！	多世代	東京都台東区	
22	特定非営利活動法人 日本教育再興連盟	ギフテッド傾向があり孤立・孤独状態の中高生へエンパワメント	こども・若者	東京都渋谷区	

	団体名	取組名	取組対象	活動地域	R6 採択
23	認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ	こども食堂を活用した「孤立しやすい」住民の地域参加モデル開発	子育て世帯、中高年者、高齢者	東京都渋谷区、千葉県八千代市、佐倉市	
24	認定NPO法人 CLACK	中高生向けデジタル居場所での孤独・孤立防止地域包括支援事業	こども・若者	東京都中野区、練馬区、杉並区	
25	特定非営利活動法人 サンカクシャ	困難を抱える若者を対象とした炊き出し「ヤングホームレス食堂」	こども・若者	東京都豊島区	○
26	RMJ	ママパパのための立体的なつながり支援	子育て世帯	東京都葛飾区、神奈川県横浜市	○
27	一般社団法人 Onara	トラウマインフォームドなACE支援情報の可視化と居場所の提供	こども・若者、DV等の被害者、社会的養護経験者、生活困窮状態の人、メンタルヘルスの問題を抱える人	東京都江戸川区、全国	
28	社会福祉法人 江東園	世代間交流を通して、地域みんなでつながる	多世代	東京都江戸川区	
29	特定非営利活動法人 POSSE	農業で若者の孤立・貧困支援：POSSE「農地プロジェクト」	こども・若者、生活困窮状態の人	東京都八王子市、埼玉県川口市、蕨市	
30	特定非営利活動法人 育て上げネット	不登校親子への居場所の提供と子ども若者成長支援事業	こども・若者、不登校の児童生徒	東京都八王子市、立川市、杉並区	
31	特定非営利活動法人 青少年自立援助センター	若者主体のコミュニティカフェを拠点とした地域のつながり作り	多世代、こども・若者	東京都八王子市	

	団体名	取組名	取組対象	活動地域	R6 採択
32	一般社団法人 フードバンク八王子	第三期・食で結ぶ「孤独・孤立対策プラットフォーム」の構築	多世代、こども・若者、中高年者、高齢者、障害者、ひとり親世帯、単身世帯、生活困窮状態の人、薬物依存等を有する人、支援者支援	東京都八王子市	○
33	こどもと大人の地域活動「たのつく」	こどもから始まる地域コミュニティ「たのつくネットワーク」	多世代、こども・若者、子育て世帯	東京都小平市	○
34	一般社団法人 エンドオブライフ・ケア協会	子どもがお互いの苦しみに気づき支え合う「OKプロジェクト」	こども・若者、不登校の児童生徒	神奈川県を中心とした首都圏、他全国	
35	特定非営利活動法人 リンクトゥミャンマー	在日ミャンマー人の孤独・孤立を防ぐ定住支援相談事業	外国人	横浜市を中心とした神奈川県全域及び関東各都県	○
36	特定非営利活動法人 教育支援協会南関東	見えない孤立・孤立に直面している子ども若者を支え、育ち合いが生まれる地域づくり	こども・若者、不登校の児童生徒、ひきこもりの状態にある人、支援者支援	神奈川県横浜市	○
37	NPO法人 街カフェ大倉山ミナル	誰もが気軽に集う居場所を孤立する子育て家族にとっての身近な相談室に	こども・若者、不登校の児童生徒、ひきこもりの状態にある人	神奈川県横浜市	○
38	認定NPO法人 ユースポート横濱	孤独感を抱えて働く若者のサード・プレイス/交流とつながりの場	こども・若者	神奈川県横浜市	
39	一般社団法人 プラスケア	保健室となり文庫：安心して孤独でいられる本のある居場所	多世代	神奈川県川崎市	
40	認定NPO法人 マミーズ・ネット	妊娠期・乳児を育てる母親の孤立を防ぎ地域とつなげる支援事業	子育て世帯	新潟県上越市	
41	ウェル・リブート協議会	日常に潜む孤立の芽と向き合う仕組み「モヤラボ」構築事業	女性	富山県富山市	

	団体名	取組名	取組対象	活動地域	R6 採択
42	総合カレッジSEO	音楽療法による共感と再起の居場所づくり	こども・若者、不登校の児童生徒、中卒者や高校中退者、独居高齢者	富山県砺波市	
43	特定非営利活動法人 クロスフィールズ	地域主体の社会的処方のモデルづくり	高齢者、被災者、支援者支援	石川県金沢市	○
44	フードバンク能登	能登地域の行政連携による食料支援を通じた孤独・孤立対策事業	被災者、生活困窮状態の人、高齢者、ひとり親世帯	石川県輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、志賀町、七尾市	
45	一般社団法人 よだか総合研究所	中山間地域の不登校児等を対象としたユースセンター＆連携創出	こども・若者、不登校の児童生徒、ひきこもりの状態にある人	岐阜県揖斐川町	
46	特定非営利活動法人 新栄千早おせっかいおばちゃん	社会的孤立解消支援事業	こども・若者、外国人	愛知県名古屋市	
47	特定非営利活動法人 エム・トゥ・エム	若者から高齢者がつながるを感じる居場所づくりプロジェクト	多世代、こども・若者、高齢者、ひとり親世代	愛知県瀬戸市	
48	一般社団法人 Pay for World 屋号 えがおの駄菓子屋	地域に楽しみを創出し孤独・孤立から繋がりを広げる居場所	こども・若者、高齢者、単身世帯、不登校の児童生徒、ひきこもりの状態にある人	愛知県春日井市	○
49	特定非営利活動法人 しんしろドリーム荘	空家再生型メンズシェッドのとおやじ講を融合させた孤独・孤立対策	多世代	愛知県新城市、浜松市、湖西市	○
50	特定非営利活動法人 わんず	おでかけわんずスペース	多世代	三重県玉城町	○
51	NPO法人 滋賀県社会就労事業振興センター	地域の困りごとを解決～地域をともに創っていく「ゆかい家」へ～	単身世帯、ひきこもりの状態にある人	滋賀県草津市	○

	団体名	取組名	取組対象	活動地域	R6 採択
52	社会福祉法人 光養会	買物困難や交通不便を補う地域社会システムの立ち上げ活動（ステージ2★★）	高齢者	滋賀県高島市、安曇川町	○
53	一般社団法人 ぼくみん	本のある居場所からはじまる地域のケアと文化	多世代、こども・若者	滋賀県高島市	
54	特定非営利活動法人 immi lab	AI Botを活用した移民ルーツの若者のセーフティネット構築事業	こども・若者、外国人	滋賀県東近江市、湖南市、甲賀市など	○
55	一般社団法人 京都わかくさねっと	誰もが「声」を取り戻す地域の居場所づくり	多世代、こども・若者、ひとり親世帯、生活困窮状態の人	京都府京都市	○
56	一般社団法人 NIMO ALCAMO	「仕事のある居場所」モデル実践と他地域・他団体との共同実践	こども・若者	大阪府大阪市、京都府京都市、全国	○
57	認定特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構	手仕事が紡ぎ出す優しい世界線「シェッド西成」	中高年者、生活困窮状態の人、多世代、女性	大阪府大阪市	○
58	ハレトケの会	あいりん地区単身高齢者のつながりづくり・支援者間のネットワークづくり	単身世帯、高齢者、ひきこもりの状態にある人	大阪府大阪市	○
59	一般財団法人 ヒューマンライツ協会	家庭・学校・地域をつなぐ孤独・孤立防止の仕組みづくり事業	こども・若者	大阪府大阪市	○
60	一般社団法人 Shien	自治会運営の課題解決を支えるデジタル化推進支援による孤独・孤立を防止	高齢者、多世代、中高年者、子育て世帯	大阪府岸和田市、貝塚市、阪南市、奈良県生駒市、京都府京田辺市、長野県東御市	○
61	不登校ひろば@吹田	不登校保護者の交流プログラムの充実と支援資源の可視化	こども・若者、不登校の児童生徒、子育て期の親	大阪府吹田市	

	団体名	取組名	取組対象	活動地域	R6 採択
62	みんなの居場所・ほっとひといき	シャッター商店街の空き店舗を活用した複合的相談・交流拠点	単身世帯、高齢者、ひきこもりの状態にある人	大阪府箕面市	
63	こころの健康えとせとら	ひきこもりの居場所とネットワークづくり事業 スペース正雀プラス	ひきこもりの状態にある人	大阪府摂津市、吹田市、大阪市	
64	NPO法人 COCONI	多層的アセスメントによる子どもの今と未来の孤独・孤立対策	子ども・若者	大阪府摂津市	
65	認定特定非営利活動法人 てんびん	心と体を元気に！パーキンソン病当事者・家族を繋ぐ地域支援事業	障害者	兵庫県神戸市、芦屋市、宝塚市、三田市	
66	神戸女子大学	孤独・孤立を防止する、学生による学生のためのキャンパスカフェ	子ども・若者、不登校の児童生徒、ひきこもりの状態にある人	兵庫県神戸市	
67	NPO法人 ゲートキーパー支援センター	団地の空室を活用した女性と子どものための居場所づくり	多世代、ひきこもりの状態にある人、子育て期の親、不登校の児童生徒、独居高齢者	兵庫県尼崎市	
68	特定非営利活動法人 陽だまりの会	居場所の開催と相談窓口の開設	子ども・若者	兵庫県明石市	
69	特定非営利活動法人 但馬を結んで育つ会	空家再生を通じたつながりプラットフォーム構築事業	高齢者、多世代、子ども・若者、単身世帯	兵庫県養父市	○
70	特定非営利活動法人 棚田LOVERS	自然体験、交流会による古民家を居場所とした孤独・孤立対策事業	高齢者、多世代、子ども・若者、学生	兵庫県市川町、姫路市	
71	伝承鳩	モノコトづくり体験プログラム	子ども・若者、多世代	和歌山県	
72	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	ひきこもりの状態にある方等の就労体験事業	ひきこもりの状態にある人、多世代	鳥取県	○
73	鳥取医療生活協同組合	地域に潜在するスペースを利用した居場所づくりと効果	高齢者、多世代	鳥取県鳥取市	○

	団体名	取組名	取組対象	活動地域	R6 採択
74	特定非営利活動法人 ピアサポートつむぎ	周囲の大人に理解され受け入れられる実感を生きる力に変える事業	こども・若者、多世代、障害者、子育て世帯	鳥取県倉吉市、琴浦町、北栄町、湯梨浜町、三朝町	○
75	一般社団法人 SGSG	レジリエンスを支える商店街まるごとフリースクール	こども・若者	岡山県岡山市	○
76	特定非営利活動法人 風の家	コミュニティカフェの集いを社会的コミュニティへ繋げる試み	犯罪をした者等	広島県広島市	○
77	一般社団法人 UMEプロジェクト	こども・若者、地域まるごとサステナビリティプログラムの開発	こども・若者、中高年者、高齢者	広島県尾道市	○
78	特定非営利活動法人 山口せわやきネットワーク	若者がつくる孤独や孤立のないまちづくり	こども・若者	山口県萩市	
79	一般社団法人 徳島県就業支援機構	「こどもつながるアグリ」 ハートフル市民農園	多世代、こども・若者	徳島県徳島市	○
80	NPO法人 ミュージックサポートネットワークぱぴふぱぱ	伝統文化と季節のイベントを通じた多世代交流機会の提供	多世代、こども・若者、中高年者、高齢者、ひきこもりの状態にある人	香川県観音寺市	
81	特定非営利活動法人 U.grandmaJapan	宇和島市と連携した孤立リスク層の発見と支援を両立する地域見守りプロジェクト	多世代、高齢者、支援者支援	愛媛県宇和島市	
82	特定非営利活動法人 くじら	認知症、健康相談、地域のつながり	高齢者、こども・若者	愛媛県八幡浜市	○
83	特定非営利活動法人 SOS子どもの村JAPAN	「チーム里親」による子育て困難家庭への支援プログラム開発	こども・若者、子育て世帯	福岡県福岡市	
84	くまがはた研究所	多様な主体でつくり上げるローカルメディアとゆるやかなつながりづくり	中高年者、高齢者	福岡県嘉麻市	
85	特定非営利活動法人 なめしポテト	長崎市上床団地「コミュニティワゴン」	子育て世帯、高齢者、多世代	長崎県長崎市、北陽町	

	団体名	取組名	取組対象	活動地域	R6 採択
86	NPO法人 子育て応援ワクワクピース	食事で繋がるみんなの居場所 ～いってきますからおかえりまで～	こども・若者、子育て世帯、ひとり親世帯	大分県大分市	○
87	NPO法人 家庭・青少年教育ネットワーク	大人と子どものご近所塾	多世代、こども・若者	宮崎県宮崎市	
88	NPO法人 ふくろうの会	日常生活動線上にある野菜の直売所を活かしたつながりづくり	多世代、単身世帯、高齢者	宮崎県都城市、三股町	
89	特定非営利活動法人 フェリーチエ	地域共生カフェプロジェクト ～つながりと課題解決の場づくり～	多世代	宮崎県日向市	○
90	一般社団法人 日本成年後見センター協会	「高齢者等終身サポート」を具現化し、支援体制の構築を図る事業	高齢者、支援者支援	鹿児島県鹿児島市、鹿屋市、霧島市、薩摩川内市及び周辺地区	
91	特定非営利活動法人 かごしまヤングケアラー支援ネットワーク	グランドゴルフ等を通じた子ども・親・高齢者等多世代交流事業	多世代、こども・若者、高齢者	鹿児島県長島町、湧水町、曾於市、出水市	○
92	社会福祉法人 おきなわ長寿会	地域の中でつながる仕組み	高齢者、こども・若者、障害者、子育て世帯	沖縄県沖縄市	○
93	特定非営利活動法人 まくどうー	食等の支援をツールとして地域プラットフォーム形成プロジェクト	多世代、単身世帯、ひとり親世帯	沖縄県うるま市、恩納村	○
94	NPO法人 SKY	中高年男性の孤独・孤立対策における企業側からの取り組み	中高年者	関西地域	○
95	NPO法人 Silent Voice	聴覚障害児の孤立を防ぐ、拠点とオンラインを併用したハイブリッド支援	障害者	全国	
96	特定非営利活動法人 多様な学びプロジェクト	サポートに繋がれない不登校家庭をオンラインで支える実証事業	不登校の児童生徒、支援者支援	全国	

【単位:百万円】

孤独・孤立対策推進法(令和5年法律第45号)等に基づき、安定的・継続的な孤独・孤立対策の推進体制の整備を促進するとともに、地方公共団体及びNPO等への支援、孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化等を通じて、政府一丸となって対策の一層の強化・深化に取り組む。

●孤独・孤立対策の推進 238(210)

○孤独・孤立の実態把握 46(46)

我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施する。令和8年度においては、10歳～15歳の者を調査対象に加え、子どもの孤独・孤立の実態を把握することを目指す。

○NPO等との連携 29(29)

関係省庁及びNPO等と連携しながら孤独・孤立対策に関する施策を総合的に進めていくため、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、複合的・広域的な連携強化活動(分科会の開催)、孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動(シンポジウムの開催)、情報共有・相互啓発活動(メールマガジンの発信、孤独・孤立対策に資する調査など)を促進する。

○孤独・孤立対策推進交付金 136(136)

孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を支援するとともに、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援する。

○地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査 25(新規)

誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、予防等の観点から、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が重要になるため、こうした孤独・孤立の予防や早期対応に資するNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行う。

【単位:百万円】

○孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備 390

孤独・孤立を抱えた人が誰一人支援から取り残されない社会を目指し、身の周りの孤独・孤立を抱えた人をできる範囲でサポートする「つながりセンター」の養成・普及、孤独・孤立の悩みを受け付ける相談窓口の設置、社会全体での孤独・孤立対策に係る理解増進を図るために広報を推進することにより、孤独・孤立を抱えた人が支援を求めやすい社会環境の整備を図る。

○孤独・孤立対策推進交付金 120

孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携による地域の実情に応じた孤独・孤立対策の推進を支援する。

○地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査 200

誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、予防等の観点から、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が重要になるため、こうした孤独・孤立の予防や早期対応に資するNPO等の取組モデルを構築し、全国展開を図るとともに、効果的な支援方法等の検討を行う。

○民間企業におけるつながりづくりに関する調査研究 17

「安心・つながりプロジェクトチーム」とりまとめ(令和7年7月)を踏まえ、事業活動を通じたつながりづくりや、雇用主としての社員の退職後までを見据えたつながりづくりに関する先駆的な民間企業の取組事例を収集・分析・整理し、得られた成果を全国展開することにより、多種多様な民間企業におけるつながりづくり等の取組を促進する。

経済財政運営と改革の基本方針2025

(令和7年6月13日閣議決定) 抄

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

(7)「誰一人取り残さない社会」の実現

(共生・共助)

過去最多のこともの自殺や単身世帯の増加を踏まえ、孤独・孤立対策の重点計画¹⁹⁰に沿って、予防が重要との認識の下、交付金も活用し、地方版官民連携プラットフォームを設置する地方公共団体への伴走支援、NPO等への継続的支援、緩やかなつながりや居場所づくり、支援の担い手やつながりサポーターの育成、つながりを生むための分野横断的な連携促進のほか、社会とのつながりを失い孤立死に至ることを予防するための関係府省と地方公共団体が連携した取組を進める。

190 「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」(令和6年6月11日孤独・孤立対策推進本部決定、令和7年5月27日一部改定)。

「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～

(令和7年11月21日閣議決定) 抄

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

2. 地方の伸び代の活用と暮らしの安定

(3)地域共生社会の実現

孤独・孤立の予防、ひきこもり等の支援に関し、地方公共団体、NPO等への支援や先進事例の収集と横展開、他の支援策との連携強化、自殺防止等に係る相談体制の強化等を図る。

ポイント

- ① 居場所づくりは、日常生活活動線上で、「楽しいこと」「やりたいこと」が重要。「役割」や「出番」をつくり「頼る」。
- ② 民間企業は、事業活動を通じたつながりづくり、社員間・社員と地域とのつながりづくりの重要な担い手。
- ③ 退職後の孤独・孤立は皆が直面し得る課題。社会や地域とのつながりづくりなど、現役世代からの「備え」が重要。

- 今後、単身世帯が増加し、孤独・孤立のリスクを抱える単身の方が増加する懸念（2050年に全世帯の44.3%と推計）。
 - 年齢を重ねて身体機能や認知機能の衰えなど高齢期の課題を抱えつつも、社会や人々と適切につながりながら、**単身の方が安心して生き生きと暮らしていく社会づくり**が必要。
- ⇒ { ①身寄りがない状況にある高齢者等への支援に係る施策
②**孤独・孤立の予防のための中長期的視点に立った対策**
- 単身で身寄りがなくても、日常生活から死後の手続きまで困ることなく、適切な支援を受けられるような仕組みを社会の基盤として実装。

【PTの重点】

- ✓ 現在、単身で身寄りのない高齢者の孤独・孤立の予防と、将来を見据え、現役世代を含め、今後増加していく単身者が高齢期に至っても社会とのつながりを持ち、孤独・孤立状態に至らず、安心して高齢期を過ごすことができるよう、**中長期視点に立った対策**を併せて重点的に議論。

- 関係省庁や地方自治体において、意思決定支援・身元保証や死後事務等についての様々な施策が講じられ、有識者による議論も深められている。
⇒本PTにおいては、関係省庁の取組との役割分担の観点も踏まえ、議論等の状況を把握。

①居場所・つながりづくりの在り方

多様な居場所づくりの促進

- 「SNS以上しがらみ未満」の緩やかなつながりが求められる。
- 居場所の特性（交流型・支援型）を意識し、多数（どこも）・多様（どこか）な居場所が必要。
- 「課題」を入口にするのではなく、好きなこと、やりたいことを「タグ付け」。
- 担い手自身が「楽しい」と思える居場所づくり。
- 日常活動線上で自然に集える工夫。

- モデル事業、交付金の重点的な活用。
- 地方における官民連携基盤（プラットフォーム）の設置加速化。

担い手の確保に向けた取組の在り方

- 地域活動の担い手の高齢化やシニア層の担い手不足に直面。
- コーディネーター／リーダーの養成と、現場の活動の担い手を両立する必要。
- できる範囲で、無理なく地域活動に参加する潜在的な担い手の掘り起こし。
- 居場所で役割を果たし、支え合う。

- つながりサポーターの普及促進。
- 地域の活動と人材とのマッチング支援。
- リーダー養成研修、民間企業の取組促進。

②支援につなげる際の課題

受援力を高めるための個々人の意識醸成の在り方 声を上げづらい方等に支援を届けるための取組の在り方

- 「助けを求めたり、相談することは恥ずかしいことではなく良いこと」という理解の浸透。
- 働く女性が増え、退職を契機に社会とのつながりを失いかねないという課題に皆が直面し得る。
- 特に若者・現役世代へのアプローチが重要。
- 「支援の対象」と扱わず、「役割」や「出番」をつくり「頼る」こと。自己肯定感・有用感。

- 広報・啓発の強化によるステigma解消。
- 民間企業への働きかけによる現役世代への啓発。
- 「役割」の共通認識の形成。

③行政が果たすべき役割及びNPO等や民間企業に期待される役割について

● 国・地方自治体

- ✓ 官・民・NPO等の水平的な連携基盤づくり
- ✓ 後方支援、広報・啓発

● 市民社会組織やNPOなど

- ✓ 多様な居場所・つながりづくりの中心的な担い手
- ✓ 顔の見える関係の構築

● 民間企業

- ✓ 社員間・社員と地域とのつながりづくり
- ✓ 退職後に備えたつながりづくり
- ✓ 事業活動を通じたつながりづくり

- WHO（世界保健機関）は孤独と社会的孤立の問題が世界的な公衆衛生の優先事項として認識され、必要な資源が提供されるようになることを目指し、2024年から2026年の3カ年計画として、WHO Commission on Social Connection（社会的つながり委員会）を発足。
- 当委員会は政務レベルの「ハイレベル委員会」と専門家レベルの「諮問グループ」、「WHO事務局」とで構成される。ハイレベル委員会の設立メンバー11名のうちの1人として、日本の孤独・孤立対策担当大臣も招聘を受けており、孤独・孤立対策の分野でリーダー的存在の日本のコミットメントが期待されている。

目指すビジョンと目標

A world where everyone has quality social connections that benefit their health and wellbeing.

すべての人が健康と幸福感に寄与する質の高い社会的つながりを持つ世界

1. 社会的つながりの可視性と政治的優先度を向上させる
2. 孤独と社会的孤立の問題を、世界中のすべての地域と年齢層の人々に影響を及ぼす真のグローバルな公衆衛生問題であると位置づける
3. 費用対効果の高いソリューションの拡大を支援する

委員会メンバー

※2025年5月時点

<共同議長>

チド・ムンバ
アフリカ連合委員会
ユース特使
(ジンバブエ)



ヴィヴェック・マーシー
前 医務総監
(米国)



<委員>

カレン・デサルボ
Google
チーフヘルスオフィサー
(米国)



ジェイコブ・フォルスマード
社会問題・公衆衛生
担当大臣
(スウェーデン)



ヘイブン・ジルマ
盲ろう者の権利擁護
活動家
(米国)



ヒナ・ジラニ
高齢者・人権弁護士
(パキスタン)



クレオパ・マイル
前 国連常駐代表
(ケニア)



黄川田 仁志
孤独・孤立対策担当大臣
※任命手続中
(日本)



ラルフ・レゲンバヌ
気候変動・環境大臣
(バヌアツ)



ヒメナ・アギレラ・
サンフェザ
保健大臣
(チリ)



アミン・タラウイ
前 保健・社会保障大臣
(モロッコ)



孤独・孤立対策のこれまでの取組(国際案件)1

2021年	
2月12日	菅総理 孤独・孤立対策担当大臣を任命
6月17日	<u>日英孤独担当大臣会合 共同メッセージを公表</u>
7月20日	<u>坂本大臣と欧州委員会副委員長との会談 「日・EU共同発表」を公表</u>
7月20日	オーストラリア高齢者・介護サービス・スポーツ担当大臣による坂本大臣への表敬訪問
8月27日	フランス首付障がい者担当副大臣による坂本大臣への表敬訪問
12月7日	野田大臣によるOECD／WISEセンター主催「幸福と心の健康に関するコンファレンス」オンライン講演
2022年	
2月15日	駐日イスラエル大使による野田大臣への表敬訪問
6月16日	<u>「孤独・孤立に関する駐日大使会合」開催</u> G7参加国、EU等の駐日大使を招き情報共有
9月7日	韓国主催のASEMグローバルエイジングセンター「高齢者の人権：現在と未来に関するフォーラム」オンラインセッション登壇
2023年	
1月12-13日	小倉大臣イギリス視察 官民連携に取り組む民間団体及びDCMS省との意見交換、社会的処方に関する意見交換
5月12日	小倉大臣によるカナダ保健大臣との面会
6月6日	「孤独に関するEUハイレベル会合」の開催 小倉大臣がビデオメッセージで参加
6月24日	「G7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」の開催
6月26日	<u>ドイツ連邦大臣との孤独・孤立対策に関する会談の開催 「孤独・孤立に関する日・独共同発表」を公表</u>
6月29日	スペイン国立シンクタンク主催オンラインセミナー基調講演への参加

孤独・孤立対策のこれまでの取組(国際案件)2

2023年	
11月 12月5-8日	「WHO社会的つながり委員会」発足、加藤大臣が委員就任 「WHO社会的つながり委員会」ハイレベル会合（ベラジオ） 加藤大臣がビデオメッセージで参加
2024年	
1月26日	WHO執行理事会（EB154）において、米国・日本・モロッコ・スウェーデン・ケニア・チリによる共同声明「人間の健康と幸福感における社会的つながりの重要性」を発表
2月13日	日独オンライン・シンポジウム「孤独と社会的孤立に立ち向かう政策と実践－ドイツと日本の視点」の開催 加藤大臣がビデオメッセージで参加
3月13日	「WHO社会的つながり委員会」ハイレベル会合（オンライン） 加藤大臣がビデオメッセージで参加
5月27日	世界保健総会（WHA77）で、WHO社会的つながり委員会のサイドイベントを開催 米国主催（日本はCo-host）の朝食会は迫井医務技監が対応、チリ主催のレセプションに寿府代 尾池大使が出席
7月3日	「WHO社会的つながり委員会」ハイレベル会合（オンライン）
8月7-8日	米医務総監ヴィヴェック・マーシー氏による加藤大臣および与党議員への表敬訪問、視察等
9月9-10日	「WHO社会的つながり委員会」ハイレベル会合（マラケシュ）
11月21日	「WHO社会的つながり委員会」カレン・デサルボ委員と三原大臣との面会
11月27日	「WHO社会的つながり委員会」ハイレベル会合（オンライン）
2025年	
4月8日	「WHO社会的つながり委員会」ハイレベル会合（オンライン）
5月19-27日	世界保健総会（WHA78）で、社会的つながりに関する決議案を採択 チリ主催のレセプションに厚労省 江副交渉官が出席し、三原大臣メッセージを代読
6月26日	「孤独・孤立に関する駐日大使会合」開催
6月30日	「WHO社会的つながり委員会」レポートの発表、ローンチイベントの実施 ローンチイベントに三原大臣がビデオメッセージで参加

孤独・孤立に関する駐日大使会合(令和7年6月26日)の概要

- 令和7年6月26日、「孤独・孤立に関する駐日大使会合」を開催し、三原孤独・孤立対策担当大臣が、11の国・地域の駐日大使等と孤独・孤立の問題への対応について意見交換。

【日時】令和7年6月26日（木）13：45～15：45

【場所】三田共用会議所 国際会議室

【日本側出席者】内閣府：三原孤独・孤立対策担当大臣、大西参与、江浪孤独・孤立対策推進室長
外務省：宮路副大臣（分身ロボットOriHimeによる参加）、岩本領事局長

【参加国・地域】英国、ドイツ、インドネシア、オーストラリア、ケニア、シンガポール、スウェーデン、中国、フィリピン、ベトナム及びEU

- 会合では、日本の取組状況や対策の基本的な考え方、官・民・N P O等との連携について説明するとともに、各国・地域の駐日大使等から、政府での取組状況や民間企業における取組等を紹介いただき、孤独・孤立対策の一層の推進や連携強化に向けて、国際的な認識を強化。



社会的つながりに関する決議について(ポイント)

1. 概要

- 令和7年5月の第78回世界保健総会（WHA）で、「社会的つながりに関する決議」（※）が採択。
(※) ペンホルダー（チリ・スペイン）、コアグループ（日本、ケニア、モロッコ）、共同提案者（スウェーデン、メキシコ、バヌアツ、パラグアイ、パナマ、エクアドル、ドミニカ）

2. 決議のポイント

- 社会的つながりは健康の社会的決定要因の一つであり、身体的・精神的健康を向上させる一方、社会的孤立と孤独は心血管疾患、うつ病、認知機能の低下と関連し、個人や社会、コミュニティに悪影響を与えること。
- 特に脆弱な状況にある方々の健康と福祉の不平等を減らすため、社会的つながりの促進と社会的孤立・孤独への対応が重要であること。
- 上記の認識の下、加盟国に以下を要請すること。
 - 1)社会的つながりに関するエビデンスに基づく戦略等を策定し、又は既存のあるいは新たな戦略等と統合する。
 - 2)ステイグマの軽減を目指しつつ、公的な周知・啓発キャンペーンを策定、又は強化する。
 - 3)社会的つながり、断絶の公衆衛生への影響を把握するため、保健・社会的監視システムを強化する。
 - 4)デジタル技術・環境が社会的つながりに与える影響を評価し、対応するため、指標を開発する。
 - 5)最新のエビデンスに基づき戦略を開発、実施、評価し、それらを健康増進・疾病予防プログラムに組み込む。
 - 6)関連する研究を推進し、政策及び実践に活かすこと。
 - 7)社会参加等を促進するような分野横断的な取組を通じ、あらゆるレベルで支援的環境を構築する。
 - 8)文化と保健セクターの連携を強化し、社会的包摂と結束を促進する。
 - 9)デジタル技術の安全かつ責任ある利用を推進する施策を組み込み、社会的つながりを促進する。
- 国際機関、政府間、非政府組織、民間セクター、学界等が加盟国及び事務局と協力し、①社会的つながりの促進、②関連する知識・ベストプラクティスの交換・普及、③社会的つながりを支える環境の整備、社会的孤立・孤独に対処するためのテクノロジー等の活用、④各国間の相乗効果を促し戦略の開発の促進を行うこと。
- 事務局長に以下を要請すること。
 - ・ 社会的孤立・孤独を防ぐためのアクションや社会的つながりの促進をWHOのイニシアチブに組み込み、各の求めに応じた技術支援を行うほか、社会的つながりや社会的孤立・孤独を健康の社会決定要因として促進するため、加盟国と連携する。
 - ・ 社会的つながり委員会の報告書を執行理事会第158回会合に提出し、本決議の実施状況を第80、82、84回（2027、2029、2031年）のWHAに報告する。

1. 背景事情

- 新型コロナウイルスの感染拡大により、社会的つながりの重要性が認識され、いくつかの国では社会的つながりを優先課題として取組が始まっている。
- 近代化に伴う産業化や都市化、技術の進歩などが、コミュニティの衰退を招き、社会的孤立や孤独感の増加につながったと考えられており、近年、社会的つながりが健康や死亡率に与える影響に関する研究も急増している。

2. 報告書の目的

- この報告書の重要なメッセージは、
 - ・ 社会的孤立と孤独が広がっており、健康・社会・経済に深刻な影響を及ぼすこと
 - ・ 社会的なつながりを育み、断絶を減らすための解決策があること
- この報告書では、社会的孤立と孤独の性質、要因、影響に関する科学的知見を要約するほか、効果的な対策を検討し、社会的つながりを促進するための具体的な行動計画を提案する。

3. 議論の経過

- 令和5年11月、「WHO社会的つながり委員会」が発足し、加藤鮎子大臣（当時）が同委員会の委員に就任。
- 同年12月にベラジオ（イタリア）で開催されたハイレベル会合を皮切りに、オンライン開催を含め、計6回のハイレベル会合を開催。日本からは、加藤大臣（当時）がビデオメッセージを出したほか、事務方が会合に出席するなど議論に参加。
- 令和7年6月30日に同委員会報告書が取りまとめられ公表。公表イベントをオンラインにより開催し、三原じゅん子大臣がビデオ動画により参加。

4. 報告書の目次・ポイント（次ページに続く）

【第1章】主要概念—社会的つながり、社会的孤立、孤独

- ・社会的つながり：人々がどのように関係を築き、交流するかを表す包括的な用語
- ・社会的孤立：他者との役割、関係、社会的な交流が客観的に不足している状態
- ・孤独：自分が望むつながりと実際のつながりとの間にギャップがあることで生じる、否定的で主観的な感情の状態

【第2章】問題の規模

世界の6人に1人（15.8%）が孤独を感じている。孤独や社会的孤立は全ての年代に影響するが、孤独感は若年層で高く、高齢者が最も低い。高齢者の25～33.6%が社会的に孤立しているとのデータがある。社会的つながり、社会的孤立、孤独のモニタリングが急務となっている。

4. 報告書の目次・ポイント（続き）

【第3章】社会的孤立と孤独の要因

社会的な断絶は、近代化、工業化、技術の進歩などが要因として挙げられるが、さらなる研究が必要で推測の域を出ない。うつ病などの健康問題、性格特性、未婚、単身世帯などの要因が、孤独や社会的断絶に関係していることは十分なエビデンスがある。

【第4章】社会的つながり、社会的孤立、孤独による影響

社会的孤立や孤独は、死亡率、健康、教育、雇用、経済成長、イノベーションを含む多くの重要な社会的・経済的問題に影響を及ぼし、雇用者、医療・介護システム、個人に多大なコストがかかると推定されている。社会的つながりは、健康、社会、経済の領域全体に重要な利益をもたらす。

【第5章】提言活動、キャンペーン、ネットワーク、連携

諸外国では社会的孤立と孤独に関するキャンペーンはほとんどなく、ネットワークも評価されていないが、他の問題でのエビデンスからは、アドボカシー（政策提言・働きかけ）が、社会的つながりの促進や行動の責任を果たす上で重要になり得ることが示唆されている。

【第6章】社会的つながりに影響を与える政策

WHO加盟国194か国のうち日本を含む8か国がこの問題に対処する政策を講じている。各国の政策に共通するのは、「社会全体での取組の必要性」「知識の強化」「スティグマを減らすための啓発」「分野を超えた協力の促進」を含む点である。

【第7章】コミュニティ戦略

コミュニティは社会的つながりを促進し、社会的孤立と孤独を防ぐのに理想的な場である。社会インフラには、図書館や公園や保健・社会・教育サービスなど多様な資源があり、コミュニティへの介入として、社会的処方などがある。社会インフラやコミュニティへの介入のエビデンスは増えているが限定的で、更なる研究が必要。

【第8章】個人及び人間関係に関する戦略

最も効果的な介入策の特定は難しいが、孤独には「心理的介入」が有望とされている。デジタル技術は介入の実施手段として重要な役割を果たし得るが、A I やV Rなど新技術の有効性とリスクを判断するためには、更なる研究が必要。

【第9章】今後の方向性—5つの戦略分野

この問題に対応するため5つの戦略を提案。戦略の実施に当たってWHOを含む様々なセクターの協力が必要。

- ・**政策**：各国政府は、全てのセクターが関与する、社会的つながりを促進するための国家政策・戦略等を策定。資金の確保。政策面でのリーダーシップの強化。
- ・**研究**：グローバル及び各国における研究能力の強化。研究の優先課題を特定し、資金を提供。
- ・**介入**：介入のための指針を策定し、プログラムを立上げ。
- ・**測定とデータ**：国家レベルのモニタリング体制の強化。グローバル指標の開発。
- ・**関与**：各国政府や社会的なリーダーによる連携体制の構築。グローバルなメッセージとキャンペーンの実施により、社会全体の認知向上。